

## 議案第 98 号

### 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

平成 29 年 9 月 13 日提出

清水町長 阿 部 一 男

#### 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

#### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。